

A L P S 処理水の海洋放出関連設備の設置等に係る御意見に対する考え方への対応状況

令和 5 年 7 月 2 4 日
原子力規制庁

科学的・技術的な御意見に対する考え方* (今後の検査において確認していること)	原子力規制庁の確認状況
放水設備の設置工事については、東京電力が実施計画「Ⅲ 特定原子力施設の保安」の「第 1 編 第 2 章 品質保証」などにに基づき工事の安全性も考慮して実施することになります。規制委員会は、当該設備の設置工事が適切に実施されているかについて、日々の検査等において確認します。	規制事務所の検査官が、日々の巡視等において工事状況を確認するとともに、東京電力から 1 回/週程度の頻度で工事の進捗状況等を確認した。具体的な確認内容としては、放射線管理状況及び設置工事現場の作業状況等の確認を行った。 【主に保安検査で確認済み】
放水トンネルの設置工事が適切に実施されているかについては、保安検査の中で確認します。	規制事務所の検査官が、放水トンネルの設置工事が計画的に実施されていることを、記録及び現場の巡視によって引き続き確認した。なお、放水口ケーソンの作業については、工事実績等で進捗を確認するとともに放出トンネル掘進についても工事実績等で確認した。 【主に保安検査で確認済み】
海水移送ポンプについては、今後使用前検査において、実施計画に記載した容量以上（1 台あたり 7,086 m ³ /h 以上）であることを確認します。	使用前検査において、海水移送ポンプについては、実施計画に記載した容量以上（1 台あたり 7,086 m ³ /h 以上）であることを確認した。 【使用前検査で確認済み】

<p>A L P S 処理水希釈放出設備では、漏えい検知器をフランジ部等の機器同士の接続部が存在する箇所に設置されることとなりますが、漏えい検知器の種類や個数については、実際の機器の配置や接続状況等に応じて選定される必要があることから、それらの適切性については、今後の検査等の中で確認します。</p>	<p>漏えい検知器について、種類や個数を含め設置状況が適切か使用前検査等で確認した。</p> <p>【主に使用前検査で確認済み】</p>
<p>設計内容が満たされているかどうかは、設備の設置後に実施する使用前検査において確認します。</p>	<p>令和5年1月16日より使用前検査を開始した。</p> <p>使用前検査において工事が実施計画に従って行われていることを確認し、測定・確認用設備については令和5年3月15日に、移送設備、希釈設備及び放水設備については令和5年7月7日に使用前検査を終了した。</p> <p>【使用前検査で確認済み】</p>
<p>資機材（仮設ポンプ、高圧吸引車等）の具体的な保管場所、アクセス経路等については、海洋放出設備の設置状況等に応じて柔軟に設定される必要があることから、その適切性については、今後の検査等の中で確認します。</p>	<p>東京電力による、資機材を用いた地震時のタンク漏えいに対する影響低減策の適切性について、実施計画に基づき設備を適切に配置していることを保安検査で確認した。</p> <p>【主に保安検査で確認済み】</p>
<p>規制委員会は、東京電力による A L P S 処理水の核種分析が適切に行われるか監視を行います。</p>	<p>東京電力は、測定・確認用設備の準備が終了した後に A L P S 処理水の核種分析を行う予定としており、令和4年11月14日付けで核種選定に係る実施計画変更認可申請がなされた。</p> <p>その後、東京電力による核種分析が実施計画「Ⅲ 特定原子力施設の保安」の「第1編 第2章 品質保証」などに基づき適切に実施されていることを、保安検査にて確認した。</p>

	<p>また、規制庁が JAEA に委託した核種分析の結果と比較検証を行った結果、東京電力の分析結果は規制庁の分析結果と拡張不確かさの範囲内で一致することを確認した。</p> <p>今後も東京電力による核種分析が適切に実施されているかについては、必要に応じて保安検査で確認していく。</p> <p>【主に保安検査で確認】</p>
--	--

※令和4年度第25回原子力規制委員会臨時会議（令和4年7月22日開催）資料1の別紙1を基に作成